

GS MLPインフラ関連証券ファンド
(愛称:ザ・シェール)毎月決算コース／年2回決算コース
追加型投信／海外／株式投資信託説明書
(交付目論見書)

2015.12.19



※「ザ・シェール」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社]ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社]ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-6437-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	毎月決算コース 年12回(毎月) 年2回決算コース 年2回	北米	ファミリー・ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行うGS MLPインフラ関連証券ファンド 毎月決算コースおよびGS MLPインフラ関連証券ファンド 年2回決算コース(以下、両ファンドを総称して「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成27年12月18日に関東財務局長に提出しており、平成27年12月19日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- GS MLPインフラ関連証券ファンド 毎月決算コースを「毎月決算コース」、GS MLPインフラ関連証券ファンド 年2回決算コースを「年2回決算コース」ということがあります。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日:1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額:1兆6,570億円(2015年10月末現在)

資本金:4億9,000万円(2015年12月18日現在)

グループ資産残高(グローバル):1兆211億米ドル(2015年6月末現在)

ファンドの目的

主に米国およびカナダを中心としたエネルギー・インフラ関連企業の上場株式等 (MLPを含みます。) に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- 1 主に米国およびカナダの金融商品取引所に上場するMLP (マスター・リミテッド・パートナーシップ)、MLP関連証券およびエネルギー・インフラ関連企業の株式等に投資を行います。

※MLPにはETF、ETN等を含みます。MLP関連証券にはMLP投資会社の株式等を含みます。

多くのMLPは投資家(ファンド)が米国で税務申告を行う必要がありますが、本ファンドでは、通常の株式と同様の税制(配当金に対する源泉分離課税のみ)が適用されるMLPに投資します。

- 2 川中(エネルギー・インフラ)事業を中心としつつ、川上および川下事業を含めた幅広いエネルギー関連銘柄の中から、相対的に高い配当利回りと成長が期待できる銘柄に着目してポートフォリオを構築します。

- 3 原則として為替ヘッジを行いません。決算頻度が異なる毎月決算コースと年2回決算コースからお選びいただけます。

※販売会社によっては、各コース間でスイッチングが可能です。ただし、換金時と同様に税金をご負担いただきます。なお、販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合や、スイッチングに手数料がかかる場合があります。くわしくは販売会社までお問い合わせください。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

※本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(投資顧問会社。以下、それぞれ「GSAMニューヨーク」「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMニューヨーク、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、有価証券の運用を行います。なお、文脈上別に解す場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

※委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます(以下同じ)。

1 主に、米国およびカナダの金融商品取引所に上場するMLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)、MLP関連証券およびエネルギー・インフラ関連企業の株式等に投資を行います。

※MLPにはETF、ETN等を含みます。MLP関連証券にはMLP投資会社の株式等を含みます。

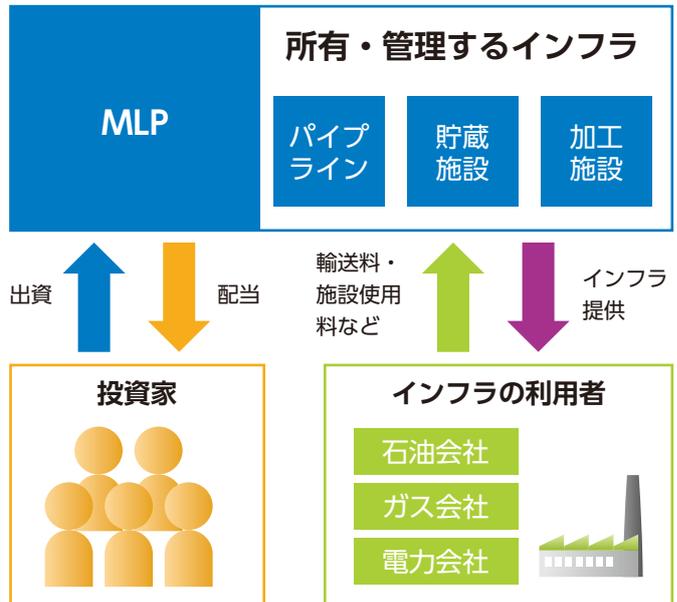
多くのMLPは投資家(ファンド)が米国で税務申告を行う必要がありますが、本ファンドでは、通常の株式と同様の税制(配当金に対する源泉分離課税のみ)が適用されるMLPに投資します。

MLPとは

MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)とは、1980年代に始まった米国の共同投資事業形態のひとつです。

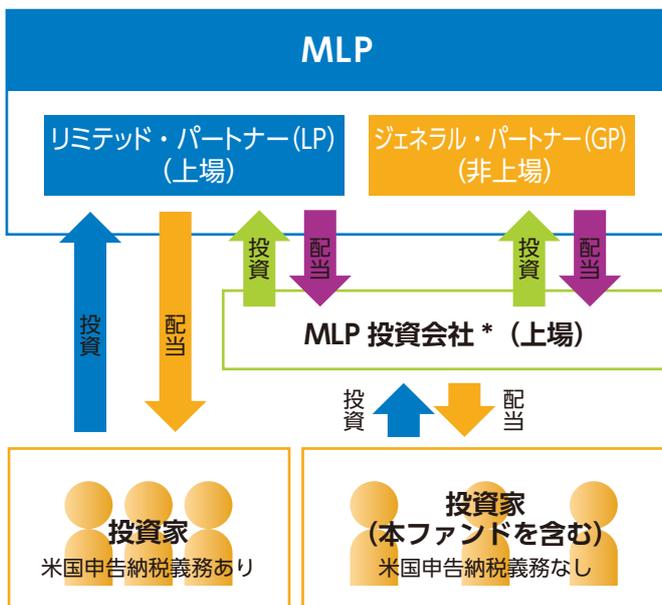
投資家の出資金を投資することにより、MLPは一般的にパイプラインや貯蔵施設等のエネルギー・インフラを保有しています。そのインフラを利用するエネルギー関連会社等から得られる施設利用料等が、MLP投資家に配当として還元される仕組みです。

MLPの出資持分については、株式やリートと同様に、米国の金融商品取引所において取引することができ、米国のエネルギー・インフラに対する需要の高まりとともに市場が拡大してきました。



※上図はイメージ図です。

MLPの構造と本ファンドの投資対象



MLPは、ジェネラル・パートナー(GP)とリミテッド・パートナー(LP)から構成されます。GPは一般的にMLP全体の2%程度の出資を行い、MLPの経営権を有しますが、その持分は一般的に非上場です。一方で、LPは残りの出資を行い、多くの場合、その持分は金融商品取引所に上場されています。

GP持分に対しては、GPを所有する企業(「MLP投資会社」といいます。以下同じ。)の株式に投資することで、実質的に投資するという方法があります(なお、一般的にMLP投資会社は、LP持分にも投資を行います)。GPは、MLPの業績が悪化した場合等においてはより大きなリスクを負う一方、一定の条件下でLPより多くの配当を受ける権利を有することがあり、MLP投資会社への投資を通じて、その恩恵を享受することが可能です。

上場されているMLP投資会社の株式は、米国の税務上、通常の株式と同様に源泉徴収税の対象となり、申告納税の義務がありません。本ファンドは、米国申告納税義務のあるLP持分への直接投資は行わず、主としてMLP投資会社の株式への投資を通じて、MLPへの投資成果を追求します。

*会社ではなくパートナーシップ形態の場合もあります。本ファンドは、MLP投資会社に加え、申告納税義務のない一部のMLP(非米国登記のリミテッド・パートナー)に直接投資する場合があります。

2 川中(エネルギー・インフラ)事業を中心としつつ、川上および川下事業を含めた幅広いエネルギー関連銘柄の中から、相対的に高い配当利回りと成長が期待できる銘柄に着目してポートフォリオを構築します。

米国のエネルギー産業

■エネルギー産業は、川上・川中・川下の3つの産業に大別されます。

■川中事業は、商品市況の影響を直接受けにくく、生産量の増加により収益が拡大する安定的なビジネスモデルを有します。

川上産業

UPSTREAM

エネルギーの探鉱・開発・生産

■主な収益の変動要因=「商品市況」+「生産量」

■事業リスク=商品価格の変動の影響を受けるため、相対的にリスクが高い



川中産業(エネルギー・インフラ)

MIDSTREAM

パイプライン、貯蔵施設など
インフラの運営

■主な収益の変動要因=「輸送・生産量」

■事業リスク=長期の固定収入契約や輸送量に応じたフィー(手数料)契約のため、相対的にリスクが低い

安定的なビジネスモデル

■長期契約

長期契約によりキャッシュフロー安定化

■高い参入障壁(高い競争力)

大規模な設備投資が必要なインフラ施設
代替可能性の低いインフラ施設

■強いインフレ耐性

インフレ率にスライドするフィー体系

■信用力の高い取引先

多くの取引先は大手エネルギー会社等



川下産業

DOWNSTREAM

石油精製、化学製品の製造・販売

■主な収益の変動要因=「原料(商品)価格と製品価格の差(マージン)」+「生産量」

■事業リスク=商品価格および製品価格の変動の影響を受けるため、相対的にリスクが高い



上記の見解は本書作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。

ファンドの運用

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループに在籍するエネルギー&インフラストラクチャー運用チームが行います。同チームは、ファンダメンタル株式運用グループ内の他チームやグローバル債券・通貨運用グループと連携し、情報の共有化、運用の効率化を図っています。

ポートフォリオ構築にあたっては、エネルギー・セクター全般の動向の把握およびエネルギー・インフラ・セクターの分析に加え、ボトムアップの個別銘柄選択を合わせた投資プロセスを採用しています。

- エネルギー・セクターの特性と当運用チームの優位性を考慮した柔軟な投資アプローチ
- エネルギー・インフラは、単なる実物資産の集合体としてではなく「会社」として評価(キャッシュフローに基づくバリュエーション分析、財務基盤の負債に着目、株式の多面的分析手法を導入)
- ロケーションが良く良質な資産(適切な地域の適切なコモディティ)、強靱な財務基盤、経験豊富な経営陣を有する銘柄を選好
- 近視眼的になることを避け、インフラ資産を評価分析するためにエネルギー・セクター全体の視点から評価分析を実施

1. エネルギー・セクター全般の動向の分析

マクロ動向分析	業界の設備投資 および生産の動向	地域別の需給バランス
---------	---------------------	------------

2. エネルギー・インフラ・セクターの分析・配分

トップダウンのセクター選定	商品別配分 (石油、天然ガス、NGL)	事業別配分 (パイプライン、加工、貯蔵)	地域別配分
---------------	------------------------	-------------------------	-------

3. 個別銘柄の選定

ボトムアップの銘柄選定	経営陣 ■ 資本配分 ■ 事業執行能力 ■ インセンティブ	財務基盤 ■ レバレッジ ■ 債務構成 ■ GP持分	期待リターン/ バリュエーション ■ 期待配当利回り ■ 期待トータル・ リターン ■ EV/EBITDA	テクニカル ■ 流動性 ■ 浮動株比率 ■ 投資家動向
-------------	--	-------------------------------------	--	--------------------------------------

上記運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。上記運用体制および運用プロセスは変更される場合があります。

3 決算頻度が異なる毎月決算コースと年2回決算コースからお選びいただけます。

ファンドの分配方針について

毎月決算コース

原則として、毎月の決算時(毎月11日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準や市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万円=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

年2回決算コース

原則として、年2回の決算時(毎年5月11日および11月11日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万円=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

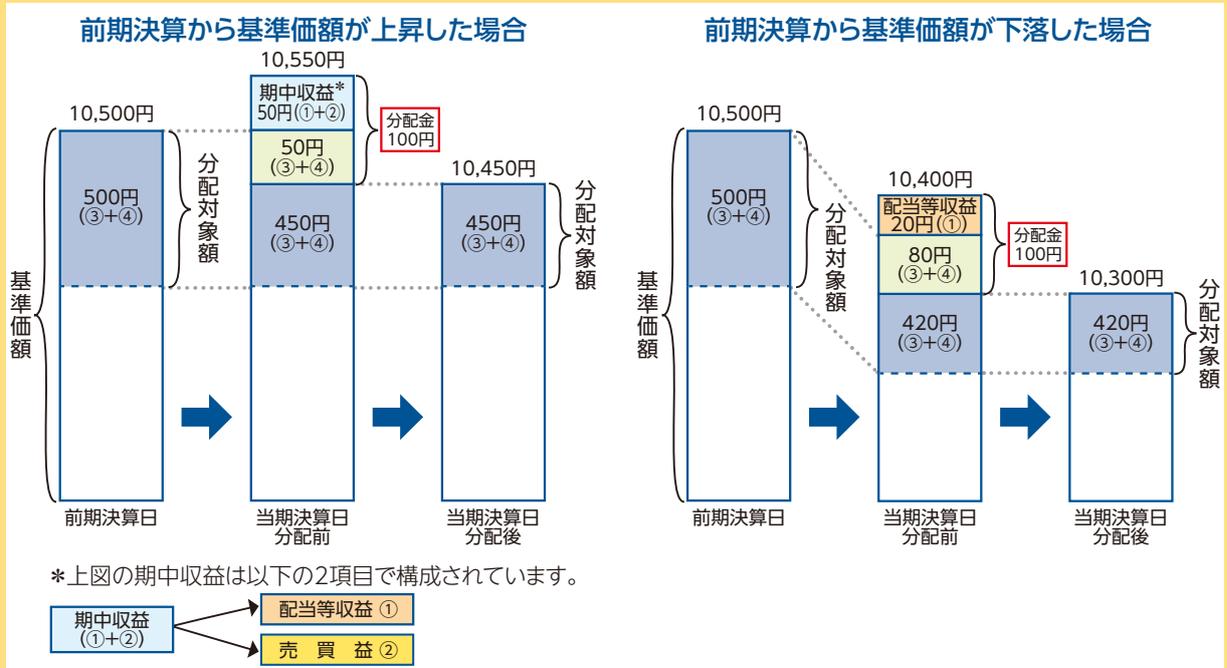
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

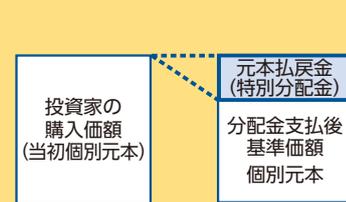
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



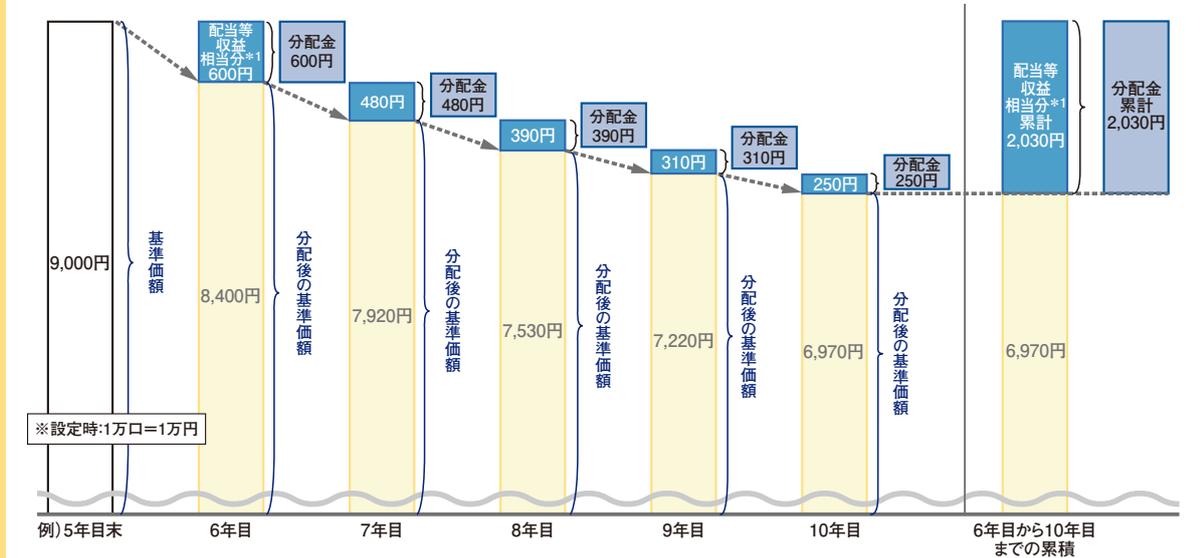
普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

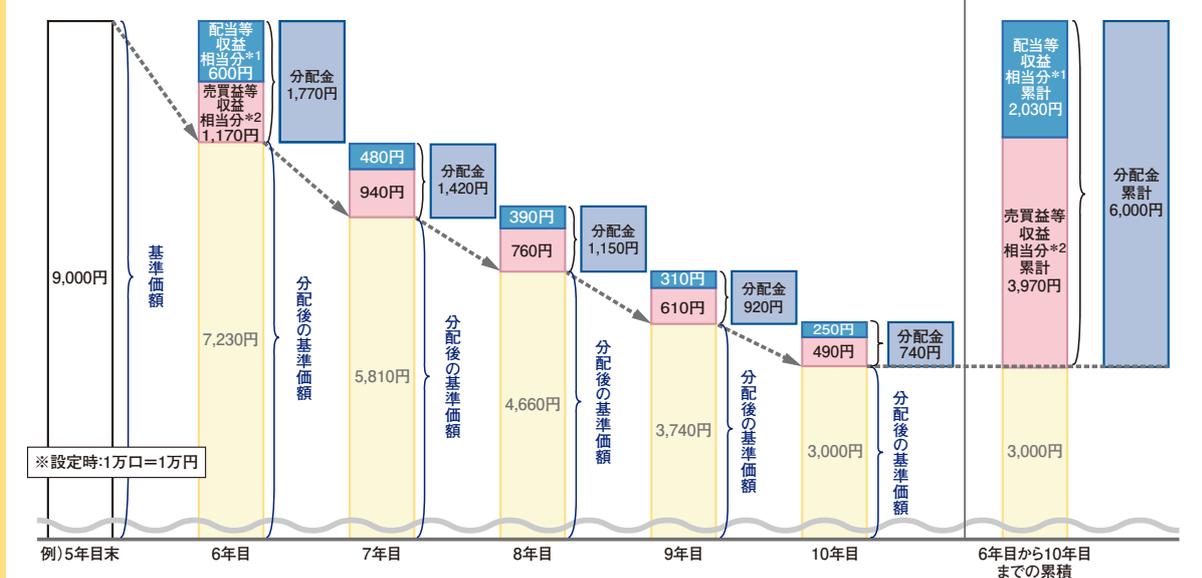
① 配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



② 配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



- *1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。
 - *2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。
- (注)上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

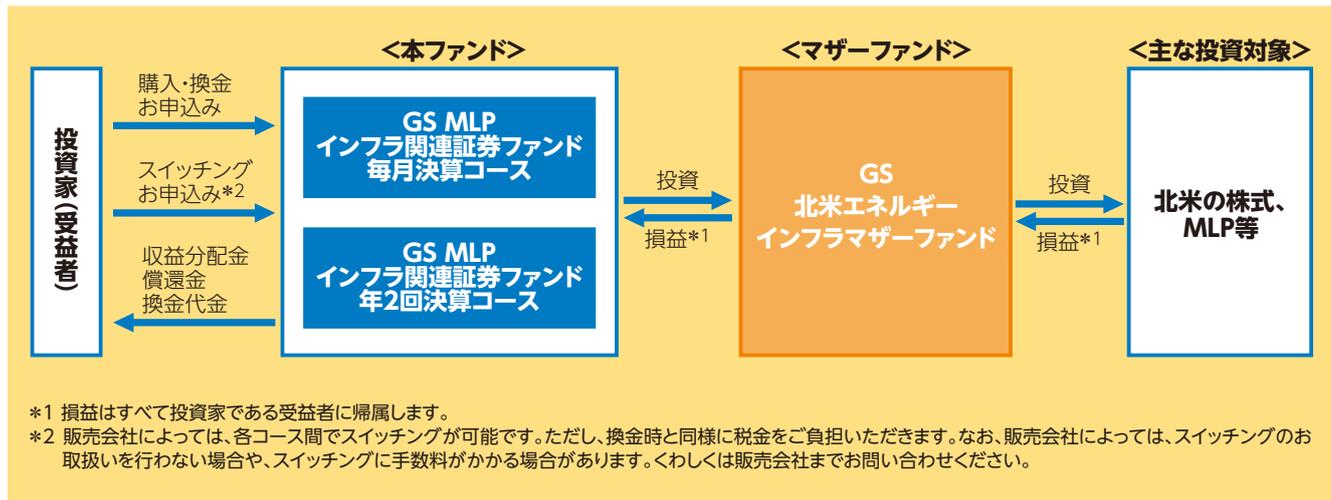
上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニーもしくはこれらと類似するものに対する出資持分を表章するもの等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク・集中投資リスク)

本ファンドは、北米を中心としたエネルギー関連企業の株式、MLPおよびMLP関連証券を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式・MLP等の投資にかかる価格変動リスク等の様々なリスクが伴うこととなります。

本ファンドの基準価額は、株式・MLP等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に北米を中心としたエネルギー関連企業の株式・MLP等の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が大きいと考えられます。また、本ファンドは、一定の業種に対してより大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティが高くより大きなリスクがあると考えられます。エネルギーや天然資源の需給関係、技術進歩、経済的・政治的事由および戦争・テロ等の影響を受け、株式・MLP等の価格が変動した場合には、ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

一般的に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式等の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

MLPおよびMLP関連証券への投資リスク

MLPおよびMLP関連証券の価格は、大規模な設備投資等を行うため、MLPの事業を取り巻く環境や資金調達動向、金利変動等の影響を受けて変動します。本ファンドが組入れるMLPの価格の下落やMLPに関連する法律・税制等の変更により、本ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

為替変動リスク

本ファンドは、外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。本ファンドは為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

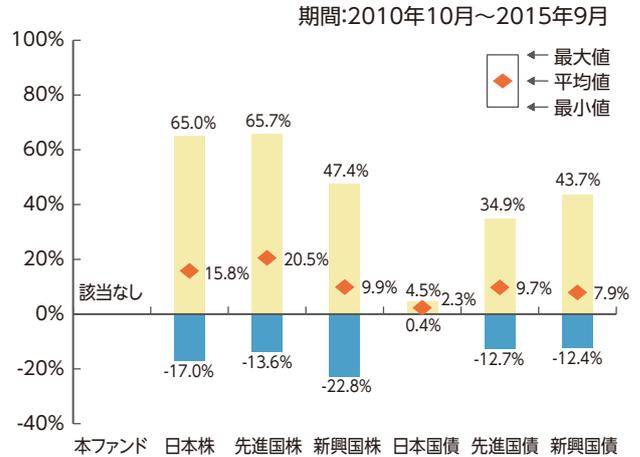
参考情報

毎月決算コース

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

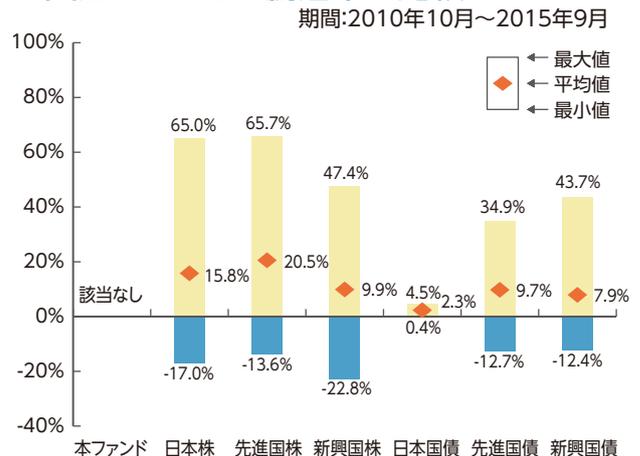


年2回決算コース

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

●グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

●上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、本ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。

●ファンドの設定日が2014年9月26日のため、左グラフの分配金再投資基準価額(月次)は2014年9月末以降のデータを表示しており、年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率の表示であるため該当データはありません。また、右グラフのファンドの騰落率については、設定日から1年未満であるため、該当データがなく、代表的な資産クラスについてのみ表示しています。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

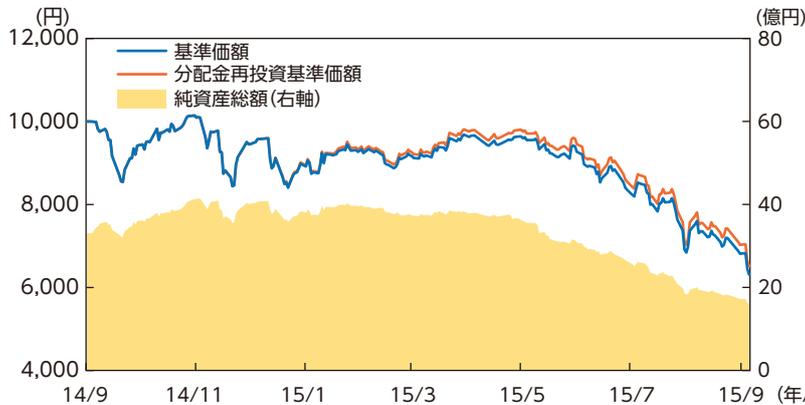
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2015年9月30日現在

毎月決算コース

基準価額・純資産の推移

2014年9月26日(設定日)～2015年9月30日



基準価額・純資産総額

基準価額	6,310円
純資産総額	15.9億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-15.83%
3ヵ月	-28.84%
6ヵ月	-30.18%
1年	-34.83%
3年	-
5年	-
設定来	-34.92%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	-	-	-	15/1/13	15/2/12	15/3/11	15/4/13	15/5/11	15/6/11	15/7/13	15/8/11	15/9/11	直近1年累計	設定来累計
分配金	-	-	-	30円	270円	270円								

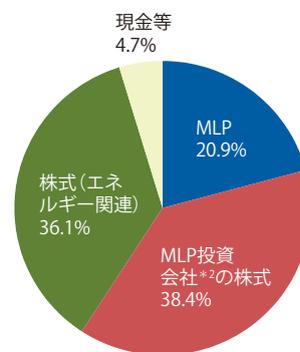
●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	上位銘柄	国	種別	事業*3	比率
1	エンブリッジ	カナダ	MLP投資会社*2	川中事業	6.6%
2	VTTIエナジー・パートナーズ	イギリス	MLP*3	川中事業	5.6%
3	キングダー・モルガン	米国	株式	川中事業	5.0%
4	インターパイプライン	カナダ	株式	川中事業	5.0%
5	ウィリアムズ・カンパニー	米国	MLP投資会社*2	川中事業	4.8%
6	プレーンズGPホールディングス	米国	MLP投資会社*2	川中事業	4.4%
7	フィリップス66	米国	株式	川下事業	4.0%
8	スペクトラ・エナジー	米国	MLP投資会社*2	川中事業	3.7%
9	ダウ・ケミカル	米国	株式	川下事業	3.6%
10	タルガ・リソーシズ	米国	MLP投資会社*2	川中事業	3.4%

資産クラス別比率*1



*1 比率はマザーファンド「GS北米エネルギーインフラマザーファンド」の純資産総額比です。
 *2 GPを所有する企業をいいます。
 *3 事業分類は運用チームの分類を用いています。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。
 ●本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日以前の年間収益率について記載していません。
 ●2014年は設定日(9月26日)から年末までの騰落率、2015年は1月から9月末までの騰落率を表示しています。

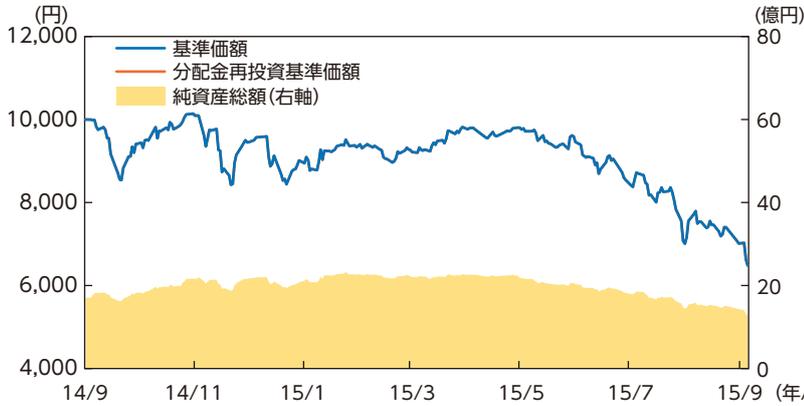
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2015年9月30日現在

年2回決算コース

基準価額・純資産の推移

2014年9月26日(設定日)～2015年9月30日



●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	6,484円
純資産総額	12.8億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-16.00%
3ヵ月	-29.12%
6ヵ月	-30.47%
1年	-35.07%
3年	-
5年	-
設定来	-35.16%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	-	-	-	-	15/5/11	直近1年累計	設定来累計
分配金	-	-	-	-	0円	0円	0円

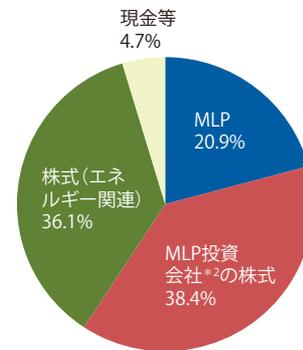
●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	上位銘柄	国	種別	事業 ^{*3}	比率
1	エンブリッジ	カナダ	MLP投資会社 ^{*2}	川中事業	6.8%
2	VTIエナジー・パートナーズ	イギリス	MLP ^{*3}	川中事業	5.8%
3	キンダー・モルガン	米国	株式	川中事業	5.1%
4	インターパイプライン	カナダ	株式	川中事業	5.1%
5	ウィリアムズ・カンパニーズ	米国	MLP投資会社 ^{*2}	川中事業	4.9%
6	プレーンズGPホールディングス	米国	MLP投資会社 ^{*2}	川中事業	4.5%
7	フィリップス66	米国	株式	川下事業	4.1%
8	スペクトラ・エナジー	米国	MLP投資会社 ^{*2}	川中事業	3.8%
9	ダウ・ケミカル	米国	株式	川下事業	3.7%
10	タルガ・リソーシズ	米国	MLP投資会社 ^{*2}	川中事業	3.5%

資産クラス別比率^{*1}

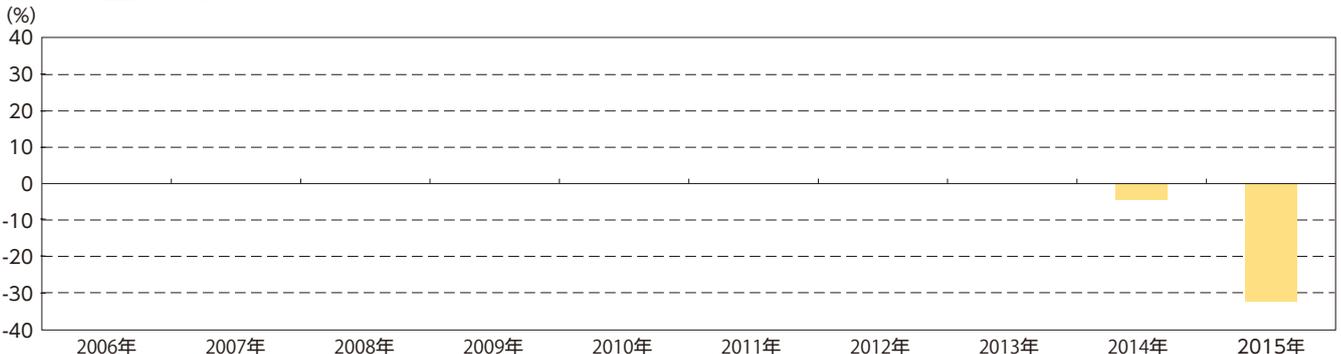


^{*1} 比率はマザーファンド「GS北米エネルギーインフラマザーファンド」の純資産総額比です。

^{*2} GPを所有する企業をいいます。

^{*3} 事業分類は運用チームの分類を用いています。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

●本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。

●2014年は設定日(9月26日)から年末までの騰落率、2015年は1月から9月末までの騰落率を表示しています。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社によって異なります。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社によって異なります。
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日(以下「ニューヨークの休業日」といいます。)
申込締切時間	「ニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
購入の申込期間	2015年12月19日から2017年2月10日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円を超える大口のご換金は制限することがあります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
信 託 期 間	原則として無期限(設定日:2014年9月26日)
繰 上 償 還	各コースそれぞれについて受益権の総口数が30億口を下回る事となった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	毎月決算コース:毎月11日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 年2回決算コース:毎年5月11日および11月11日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎月決算コース:毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 年2回決算コース:年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	各コースについて6,000億円を上限とします。
公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
ス イ ッ チ ン グ	販売会社によっては、各コース間でスイッチングが可能です。 ※スイッチングの際に手数料がかかる場合があります。なお、スイッチングの際には換金時と同様に換金されるコースに対して税金をご負担いただきます。くわしくは販売会社までお問い合わせください。
課 税 関 係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。配当控除の適用はありません。

■ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用										
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に 3.78% (税抜3.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。								
換金時	信託財産留保額	なし								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率1.8684% (税抜1.73%)								
		内訳								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先の配分および役務の内容</th> <th>委託会社</th> <th>年率0.9180% (税抜0.85%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td> ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等 </td> <td rowspan="2">年率0.9180% (税抜0.85%)</td> </tr> <tr> <td> 購入後の情報管理 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の発行 等 </td> <td>年率0.0324% (税抜0.03%)</td> </tr> </tbody> </table>	支払先の配分および役務の内容	委託会社	年率0.9180% (税抜0.85%)		ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.9180% (税抜0.85%)	購入後の情報管理 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	
支払先の配分および役務の内容	委託会社	年率0.9180% (税抜0.85%)								
	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.9180% (税抜0.85%)								
	購入後の情報管理 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等									
	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の発行 等	年率0.0324% (税抜0.03%)								
	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。	※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。								
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。								
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。								

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

上記は、2015年12月18日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方…毎年、年間100万円まで(2016年1月1日以降は年間120万円まで)
- ・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで(2016年4月1日より)

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。